

# 序 章 保存活用計画策定の経過と目的

## 1. 計画策定に至る経緯

日光市足尾町に所在する足尾銅山は、東洋一の銅山と称された我が国を代表する鉱山のひとつであり、日本の近代化に大きく貢献すると同時に公害対策の起点となった歴史を有している。

足尾銅山に関する調査は、平成 14 年の文化庁の近代遺跡調査や平成 15 年に栃木県が実施した近代化遺産の調査の中で、一部については取り上げられてきた。

また、昭和 48 年に足尾銅山が閉山した後の旧足尾町では、通洞坑の公開など産業遺産を活用した観光振興に取り組む中で、足尾地域全体を博物館化する構想が打ち出され、「産業遺産を活用した観光振興方策策定調査（栃木県足尾町周辺）」報告書（平成 15 年 3 月）を策定した際に、足尾銅山の世界遺産登録を目指すことが示された。その後、宇都宮大学との地域連携事業により、旧足尾町に点在する足尾銅山の産業遺産の現状調査が（平成 17・18 年）実施され、はじめて足尾銅山の産業遺産の全体像の把握が行われた。

こうした学術調査の成果を踏まえ、所有者の協力のもと平成 19 年に史跡指定の申請を行うこととなり、平成 20 年 3 月に足尾銅山跡として通洞坑と宇都野火薬庫跡が史跡指定されるに至った。また、史跡指定の申請と同時期に、日光市では文化庁が公募した世界遺産暫定一覧表追加記載にかかる提案書を栃木県と共同提出している。

史跡指定後は、日光市では平成 20 年 4 月に教育委員会事務局生涯学習課に新設した世界遺産登録推進室のもと、足尾銅山跡の追加指定にむけた取組を積極的に推進してきた。学術機関等の協力を得て足尾銅山跡の史料等調査を実施し、平成 20 年度以降、これまでに足尾銅山跡調査報告書を年次ごとに刊行、平成 24・26 年度には足尾銅山跡総合調査報告書（上下巻）を刊行している。

平成 26 年 3 月には、本山坑・本山動力所跡・本山製錬所跡・本山鉱山神社跡が史跡に追加指定されると同時に、「足尾銅山跡 通洞坑 宇都野火薬庫跡 本山坑 本山動力所跡 本山製錬所跡 本山鉱山神社跡」と名称変更が行われた。

これらの史跡指定地の管理は、それぞれ所有者であるわたらせ渓谷鐵道株式会社や古河機械金属株式会社、日光市が行ってきたが、閉山から 40 年が経過し、指定地内に残る建造物や工作物は、破損・腐食など劣化が進行しており、抜本的な修理や保存環境の改善を急がなくてはならない状況にある。観光施設として利用されている通洞坑は、年間 10 万人を超える来訪者の安全確保と文化財保護の両立を図る必要がある。その他の史跡は原則非公開となっているが、観光振興やまちづくりと連携した公開活用も期待されている。

広域に点在する各史跡の現状を踏まえて、文化財保護の観点から、取り組むべき課題を整理しておく必要がある。また、今後予定される史跡の追加指定も考慮し、所有者等の協力を得て、保存管理の指針となるべき計画を本市が定めることとなった。

## 2. 計画の目的

史跡足尾銅山跡保存活用計画（以下、本計画と記す。）は、国指定文化財である「史跡足尾銅山跡 通洞坑 宇都野火薬庫跡 本山坑 本山動力所跡 本山製錬所跡 本山鉱山神社跡」の適切な保存と活用を行い、次世代へと継承することを目的として、日光市が保存管理の指針を定めるものである。

史跡足尾銅山跡は、狭隘な山間に遺存する合理化され・洗練された一連の産銅システムを示す遺跡であり、日本で初めて社会問題化した公害に対して、日本の鉱業の存亡をかけた対策を行った関係者の取組の歴史を物語る重要な施設や設備が残っている。これらは 20 世紀の産業発展の歴史の縮図ともいえる文化財であり、今この遺跡に関わるものの責務として、後世に守り伝えていく義務があり、特に破損や劣化の進む施設等は、具体的な保存対策を急ぐ必要がある。

史跡足尾銅山跡の適切な保存と活用を推進するにあたって、本計画においては、文化財としての本質的価値、史跡を取り巻く環境や関連する産業遺産、現状の土地利用等を踏まえ、保存管理の基本方針、現状変更等の取扱基準、整備活用の基本的な考え方やそれらを実施するための体制等を示すことにより、関係者の協力のもと、文化財保護の万全を期するものである。

## 3. 計画の対象範囲

○本計画の対象とする史跡足尾銅山跡とは、通洞坑・宇都野火薬庫跡・本山坑・本山動力所跡・本山製錬所跡・本山鉱山神社跡からなり、合計面積は約 7.5ha である。

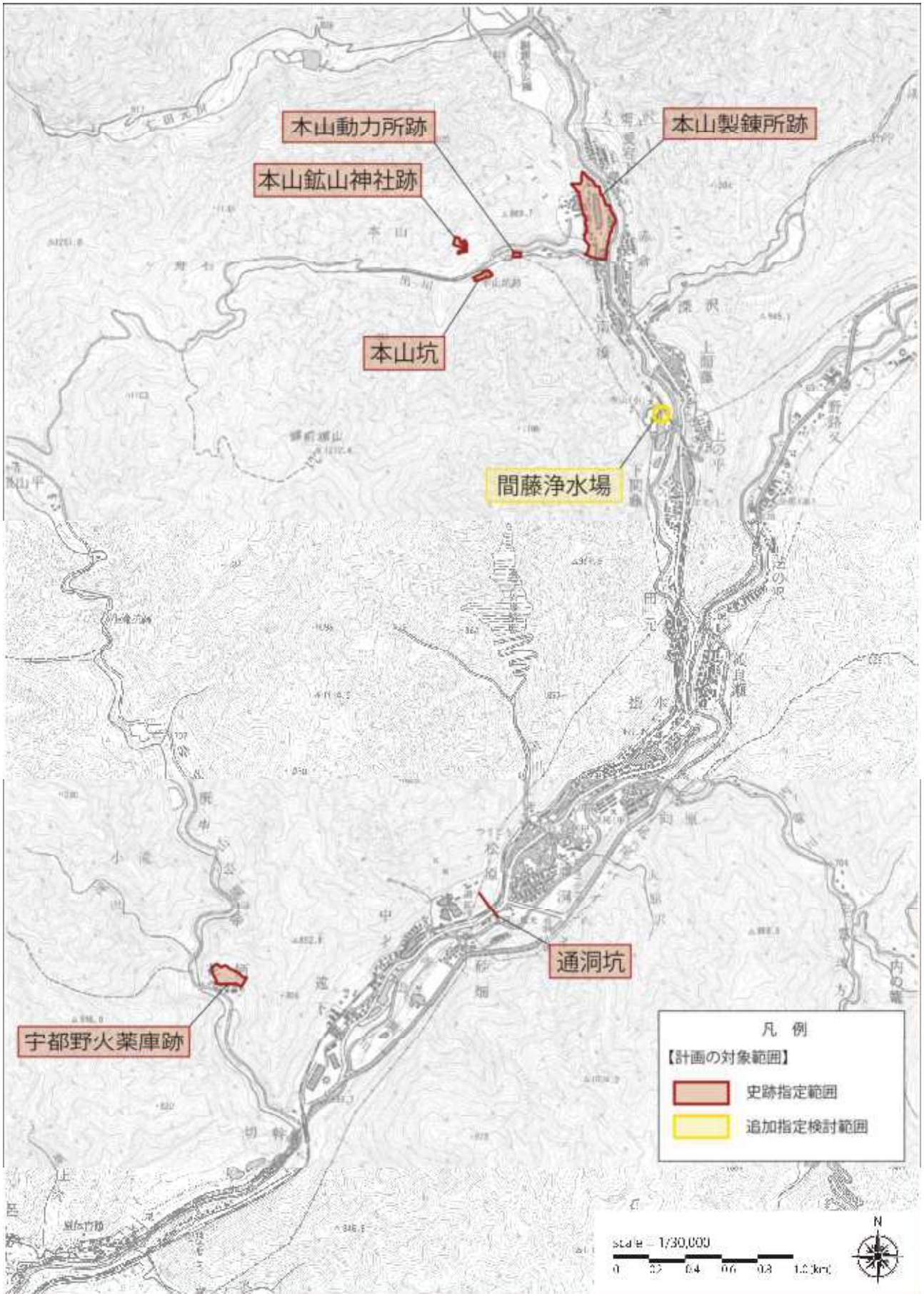
○本計画の第 2 章・第 3 章にて述べる史跡の対象範囲には、上記の既指定範囲に加えて、追加指定申請の準備中である間藤浄水場を含めるものとする。（図序—1 参照）

## 4. 計画の検討経過と事業実施体制

本計画の策定事業は、平成 26 年度と平成 27 年度の 2 ヶ年で行った。本事業の事務局は、日光市教育委員会事務局文化財課が担当した。

日光市教育委員会は、文化庁文化財部記念物課と栃木県教育委員会事務局文化財課の指導・協力のもと、原案作成を進めるとともに、史跡指定地にかかる関係者との合意を踏まえて計画の取りまとめを行った。

計画検討に際して、日光市教育委員会は学識経験者や関係機関等の意見聴取のために「史跡足尾銅山跡保存管理計画策定委員会」を設置し、事業期間中に開催された委員会において、定期的に確認しながら計画検討を進めた。さらに、史跡の価値に関わる記述に関しては、平成 27 年度に学識経験者の委員による個別協議を開催して、詳細な内容検討を行った。



図序-1 計画対象範囲図



表序-1 史跡足尾銅山跡保存管理計画策定委員会等の開催状況

開催日	主な内容
平成 26 年 11 月 18 日（火） （第 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱状交付</li> <li>○正副委員長選出</li> <li>○議題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①保存管理計画の概要と今後のスケジュール</li> <li>②史跡足尾銅山跡の概要について</li> </ul> </li> </ul>
平成 27 年 2 月 17 日（火） （第 2 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議・確認事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①目次構成について</li> <li>②序章</li> <li>③第 2 章（文化財保護の取組状況と保存管理上の課題、追加指定範囲）</li> </ul> </li> <li>○その他（本山動力所跡の応急措置について）</li> </ul>
平成 27 年 10 月 27 日（火） （第 3 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報告事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①史跡の追加指定について</li> <li>②本山動力所第 1 期工事について</li> </ul> </li> <li>○協議事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①目次構成について</li> <li>②第 1 章（足尾地域の産業遺産の価値と構成、保存の考え方）</li> <li>③第 3 章</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年 2 月 1 日（月） （第 4 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報告事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①史跡の追加指定について</li> <li>②本山動力所第 1 期工事について</li> <li>③古河鉱業所跡試掘調査について</li> </ul> </li> <li>○協議事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①目次構成について</li> <li>②第 3 章（保存管理）について</li> <li>③第 4 章（整備活用）について</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年 3 月 24 日（木） （第 5 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①第 4 章（整備活用）について</li> <li>②第 5 章（保存管理・整備活用の体制整備）について</li> <li>③全体について</li> </ul> </li> </ul>

※委員会設置要綱、委員名簿は巻末掲載。上記のほかに個別協議を行っている。

## 5. 計画の周知と見直し

本計画の実施にあたり、日光市教育委員会は、関係機関及び所有者に対して計画の周知を十分行うものとする。

また、今後史跡の指定範囲の拡大、学術調査等の進展、社会状況の変化など、必要に応じて計画の見直し、改訂を行うものとする。